

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号) . . . . . 1
- 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)【附則第七条関係】 . . . . . 63
- 株式会社企業再生支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)【附則第八条関係】 . . . . . 64
- 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成二十一年法律第九十六号)【附則第九条関係】 . . . . . 65

改正後	現行
<p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生 産性革新等の円滑化</p> <p>第一節 事業活動の計画（第五条―第十三条）</p> <p>第二節 設備導入の計画（第十四条―第十七条）</p> <p>第三節 特例措置等（第十八条―第三十条）</p> <p>第二章の二 株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援 等</p> <p>第一節 総則（第三十条の二―第三十条の七）</p> <p>第二節 設立（第三十条の八―第三十条の十三）</p> <p>第三節 管理</p> <p>第一款 取締役等（第三十条の十四・第三十条の十五）</p> <p>第二款 産業革新委員会（第三十条の十六―第三十条の二 十一）</p> <p>第三款 定款の変更（第三十条の二十二）</p> <p>第四節 業務</p> <p>第一款 業務の範囲（第三十条の二十三）</p> <p>第二款 支援基準（第三十条の二十四）</p> <p>第三款 業務の実施（第三十条の二十五―第三十条の二十</p>	<p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生 産性革新等の円滑化</p> <p>第一節 事業活動の計画（第五条―第十三条）</p> <p>第二節 設備導入の計画（第十四条―第十七条）</p> <p>第三節 特例措置等（第十八条―第三十条）</p> <p>第二章の二 株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援 等</p> <p>第一節 総則（第三十条の二―第三十条の七）</p> <p>第二節 設立（第三十条の八―第三十条の十三）</p> <p>第三節 管理</p> <p>第一款 取締役等（第三十条の十四・第三十条の十五）</p> <p>第二款 産業革新委員会（第三十条の十六―第三十条の二 十一）</p> <p>第三款 定款の変更（第三十条の二十二）</p> <p>第四節 業務</p> <p>第一款 業務の範囲（第三十条の二十三）</p> <p>第二款 支援基準（第三十条の二十四）</p> <p>第三款 業務の実施（第三十条の二十五―第三十条の二十</p>

七)

第五節 国の援助等（第三十条の二十八）

第六節 財務及び会計（第三十条の二十九―第三十条の三十一の二）

第七節 監督（第三十条の三十二―第三十条の三十四）

第八節 解散等（第三十条の三十五・第三十条の三十六）

第三章 中小企業の活力の再生

第一節 創業及び中小企業経営資源活用の円滑化（第三十一条―第三十九条）

第二節 中小企業承継事業再生の円滑化（第三十九条の二―第三十九条の六）

第三節 中小企業再生支援体制の整備（第四十条―第四十七条）

第四章 事業再生の円滑化（第四十八条―第五十四条）

第五章 事業活動における知的財産権の活用

第一節 特許料の特例等（第五十五条―第五十七条）

第二節 特定通常実施権登録（第五十八条―第七十一条）

第六章 雑則（第七十二条―第七十七条）

第七章 罰則（第七十八条―第八十五条）

附則

第一章 総則

第一条 (略)

(定義)

七)

第五節 国の援助等（第三十条の二十八）

第六節 財務及び会計（第三十条の二十九―第三十条の三十一の二）

第七節 監督（第三十条の三十二―第三十条の三十四）

第八節 解散等（第三十条の三十五・第三十条の三十六）

第三章 中小企業の活力の再生

第一節 創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化（第三十一条―第三十九条）

第二節 中小企業承継事業再生の円滑化（第三十九条の二―第三十九条の六）

第三節 中小企業再生支援体制の整備（第四十条―第四十七条）

第四章 事業再生の円滑化（第四十八条―第五十四条）

第五章 事業活動における知的財産権の活用

第一節 特許料の特例等（第五十五条―第五十七条）

第二節 特定通常実施権登録（第五十八条―第七十一条）

第六章 雑則（第七十二条―第七十七条）

第七章 罰則（第七十八条―第八十五条）

附則

第一章 総則

第一条 (略)

(定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「事業再構築」とは、事業者が行い、又は行おうとする事業のうち、当該事業者が行う他の事業に比して現に生産性の高い事業又は将来において高い生産性が見込まれる事業（以下「中核的事业」という。）の強化を旨とした事業活動であつて、次に掲げるものをいう。

一 生産性の相当程度の向上を図るために事業者が行う事業の構造の変更（当該事業者の關係事業者及び外国關係法人が行う事業の構造の変更を含む。）であつて、次に掲げるもの

イ 合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは事業若しくは事業に必要な資産の譲受け（外国におけるこれらに相当するものを含む。）、他の会社の株式の取得（当該取得により当該他の会社が關係事業者となる場合に限る。）

、外国法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国關係法人となる場合に限る。）、会社若しくは外国法人の設立又は

有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。以下同じ。）に対する出資による中核的事业の開始、拡大又は能率の向上

ロ 当該事業者が保有する施設の相当程度の撤去若しくは設備の相当程度の廃棄、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは事業若しくは資産の譲渡（外国におけるこれらに相当するものを含む。）、關係事業者の株式の譲渡（当該譲渡により当該事業者の關係事業者でなくなる場合に限る。）

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「事業再構築」とは、事業者が行い、又は行おうとする事業のうち、当該事業者が行う他の事業に比して現に生産性の高い事業又は将来において高い生産性が見込まれる事業（以下「中核的事业」という。）の強化を旨とした事業活動であつて、次に掲げるものをいう。

一 生産性の相当程度の向上を図るために事業者が行う事業の構造の変更（当該事業者の關係事業者及び外国關係法人が行う事業の構造の変更を含む。）であつて、次に掲げるもの

イ 合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け若しくは資本の相当程度の増加（外国におけるこれらに相当するものを含む。）、他の会社の株式の取得（当該取得により当該他の会社が關係事業者となる場合に限る。）、外国法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国關係法人となる場合に限る。）、又は会社若しくは外国法人の設立による中核的事业の開始、拡大又は

能率の向上

ロ 当該事業者が保有する施設の相当程度の撤去若しくは設備の相当程度の廃棄、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは事業若しくは資産の譲渡（外国におけるこれらに相当するものを含む。）、關係事業者の株式の譲渡（当該譲渡により当該事業者の關係事業者でなくなる場合に限る。）

）、外国関係法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものの譲渡（当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）、会社若しくは外国法人の設立若しくは清算又は有限責任事業組合に対する出資による事業の縮小又は廃止

二 事業者がその経営資源を活用して行う事業の分野又は方式の変更であつて、次に掲げるもの（以下「事業革新」という。）。

イ・ロ（略）

ハ 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入により、商品の販売又は役務の提供を著しく効率化すること。

二 商品及び役務を一体的に組み合わせる行う商品及び役務の新たな販売及び提供の方式又は一の役務及びその他の役務を一体的に組み合わせる行う役務の新たな提供の方式の導入により、国内又は外国における新たな需要を相当程度開拓すること（第四条第一項第二号ハにおいて「新需要の開拓」という。）。

ホ（略）

5 この法律において「経営資源再活用」とは、合併、事業の譲受けその他これらに準ずるもの（第十八項において「合併等」という。）により他の事業者から事業を承継し、当該事業に係る当該他の事業者の経営資源を有効に活用して当該事業の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動をいう。

6  
8（略）

）、外国関係法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものの譲渡（当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）又は会社若しくは外国法人の設立若しくは清算による事業の縮小又は廃止

二 事業者がその経営資源を活用して行う事業の分野又は方式の変更であつて、次に掲げるもの（以下「事業革新」という。）。

イ・ロ（略）

ハ 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入により、商品の販売若しくは役務の提供を著しく効率化し、又は国内若しくは外国における新たな需要を相当程度開拓すること。  
(新設)

二（略）

5 この法律において「経営資源再活用」とは、合併、事業の譲受けその他これらに準ずるものにより他の事業者から事業を承継し、当該事業に係る当該他の事業者の経営資源を有効に活用して当該事業の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動をいう。

6  
8（略）

9| この法律において「事業革新新商品生産設備」とは、第四項第二号イに掲げる事業革新に必要な新商品（当該設備を導入しようとする事業者が自ら行った研究開発の成果である新技術を利用したものに限る。以下「事業革新新商品」という。）の生産に専ら使用される設備をいう。

（削る）

（削る）

10| 17| （略）  
18| この法律において「中小企業経営資源活用」とは、中小企業者が、現に有する経営資源を新たな方法で有効に活用し、若しくは新たな経営資源を有効に活用することにより、新商品、新技術若しくは新たな役務の開発、企業化、需要の開拓その他の新たな事業の開拓（以下「新事業の開拓」という。）を行うこと又は現に有する経営資源及び合併等により他の中小企業者から承継する事業に係る新たな経営資源を有効に組み合わせ一体的に活用することにより、商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供を効率化することをいう。

9| この法律において「事業革新設備」とは、第四項第二号イからハまでに掲げる事業革新に必要な設備であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該設備を導入しようとする事業者が現に有しておらず、かつ、初めて導入するものであること。

二 当該設備を導入しようとする事業者が自ら行った研究開発の成果である新技術を利用したものであること。

10| この法律において「一般事業革新設備」とは、事業革新設備であつて、特定事業革新設備以外のものをいう。

11| この法律において「特定事業革新設備」とは、事業革新設備であつて、国内及び外国において第九項第二号の新技術に係る知的財産（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第一項の知的財産をいう。第十四条第二項第四号において同じ。）の適切な保護が図られている場合として経済産業省令で定める場合に該当する場合における当該事業革新設備をいう。

12| 19| （略）

20| この法律において「経営資源活用新事業」とは、中小企業者が、現に有する経営資源を新たな方法で有効に活用し、又は新たな経営資源を有効に活用することにより、新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化、需要の開拓その他の新たな事業の開拓（以下「新事業の開拓」という。）を行うことをいう。

19| この法律において「被承継中小企業者」とは、中小企業者が中小企業経営資源活用の際して他の中小企業者から事業を承継する場合における当該他の中小企業者をいう。

20| 25| (略)

26| この法律において「特定通常実施権許諾契約」とは、法人である特許権者、実用新案権者又は特許権若しくは実用新案権についての専用実施権者が、他の法人に、その特許権、実用新案権又は専用実施権（特許権又は実用新案権についての専用実施権をいう。以下同じ。）についての通常実施権（第六十三条第一項及び第二項第一号を除き、以下単に「通常実施権」という。）を許諾することを内容とする書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十条の十九第九項及び第三十条の二十第二項第二号において同じ。）で作成されているものを含む。以下この項において同じ。）でされた契約であつて、当該書面に許諾の対象となる全ての特許権、実用新案権又は専用実施権に係る特許番号（特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第六十六条第三項第六号の特許番号をいう。以下同じ。）又は実用新案登録番号（実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第十四条第三項第六号又は特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法第十四条第三項の登録番号をいう。以下同じ。）が記載されているもの以外のものをいう。

27| (略)

(新設)

21| 26| (略)

27| この法律において「特定通常実施権許諾契約」とは、法人である特許権者、実用新案権者又は特許権若しくは実用新案権についての専用実施権者が、他の法人に、その特許権、実用新案権又は専用実施権（特許権又は実用新案権についての専用実施権をいう。以下同じ。）についての通常実施権（第六十三条第一項及び第二項第一号を除き、以下単に「通常実施権」という。）を許諾することを内容とする書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十条の十九第九項及び第三十条の二十第二項第二号において同じ。）で作成されているものを含む。以下この項において同じ。）でされた契約であつて、当該書面に許諾の対象となるすべての特許権、実用新案権又は専用実施権に係る特許番号（特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第六十六条第三項第六号の特許番号をいう。以下同じ。）又は実用新案登録番号（実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第十四条第三項第六号又は特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法第十四条第三項の登録番号をいう。以下同じ。）が記載されているもの以外のものをいう。

28| (略)

(基本指針)

第三条 経済産業大臣及び財務大臣（財務大臣にあつては、次項第六号に掲げる事項に限る。）は、我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 五 (略)

六 事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合及び資源生産性革新のための措置を行うのに必要な資金の調達円滑化に關して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び指定金融機関（第二十四条の五第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。第二十四条の二を除き、以下同じ。）が果たすべき役割に關する事項

七 事業革新新商品生産設備の導入に關する次に掲げる事項

イ 事業革新新商品の基準に關する事項

ロ 導入すべき事業革新新商品生産設備の基準に關する事項

ハ イ及びロに掲げるもののほか、事業革新新商品生産設備の導入に關する重要事項

八 十一 (略)

3 経済産業大臣及び財務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、基本指針を変更するものとする。

4 経済産業大臣及び財務大臣は、基本指針を定め、又はこれを

(基本指針)

第三条 経済産業大臣は、我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に關する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 五 (略)

六 事業革新設備の導入に關する次に掲げる事項

イ 導入すべき一般事業革新設備及び特定事業革新設備の基準に關する事項

ロ イに掲げるもののほか、一般事業革新設備及び特定事業革新設備の導入に關する重要事項

(新設)

七 十一 (略)

3 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、基本指針を変更するものとする。

4 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを變更しようとする。

変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 経済産業大臣及び財務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(事業分野別指針)

第四条 主務大臣は、基本指針(前条第二項第九号に掲げる事項に係る部分を除く。)に基づき、所管に係る事業分野のうち、次に掲げる事業分野を指定し、当該事業分野に係る産業活力の再生又は産業活動の革新に関する指針(以下「事業分野別指針」という。)を定めることができる。

一 過剰供給構造(供給能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる状態をいう。以下同じ。)にある事業分野であつて当該事業分野の特性に応じた産業活力の再生を図ることが適当と認められるもの

二 次に掲げる事業分野であつて当該事業分野の特性に応じた産業活力の再生又は産業活動の革新を図ることが適当と認められるもの

イ 生産性の向上が特に必要な事業分野

ロ 我が国事業者が行う事業の規模が国際的な水準に比較して著しく小さい事業分野

ハ 新需要の開拓が特に必要な事業分野

2 5 (略)

第二章 事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資

するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(事業分野別指針)

第四条 主務大臣は、基本指針(前条第二項第八号に掲げる事項に係る部分を除く。)に基づき、所管に係る事業分野のうち、過剰供給構造(供給能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる状態をいう。以下同じ。)にある事業分野であつて当該事業分野の特性に応じた産業活力の再生を図ることが適当と認められるもの又は生産性の向上が特に必要な事業分野であつて当該事業分野の特性に応じた産業活力の再生若しくは産業活動の革新を図ることが適当と認められるものを指定し、当該事業分野に係る産業活力の再生又は産業活動の革新に関する指針(以下「事業分野別指針」という。)を定めることができる。

2 5 (略)

第二章 事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資



(経営資源再活用計画の認定)

第七条 (略)

2 (略)

3 経営資源再活用計画には、次に掲げる事項に関する計画を含めることができる。

一 (略)

(削る)

二 (略)

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その経営資源再活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一〜五 (略)

六 次のイ及びロに適合すること。

イ 内外の市場の状況に照らして、第一項の認定の申請を行う事業者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ (略)

5 (略)

第八条 (略)

(経営資源再活用計画の認定)

第七条 (略)

2 (略)

3 経営資源再活用計画には、次に掲げる事項に関する計画を含めることができる。

一 (略)

二 経営資源再活用に伴って行おうとする事業革新設備の導入

その他の事業革新に関する事項

三 (略)

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その経営資源再活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一〜五 (略)

六 他の事業者から承継する事業と同一の事業分野に属する事業を営む事業者の申請に係る経営資源再活用計画にあっては、次のイ及びロに適合すること。

イ 内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者と当該申請に係る他の事業者から承継する事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ (略)

5 (略)

第八条 (略)

(経営資源融合計画の認定)

第九条 (略)

2 (略)  
(削る)

3| (略)

4| 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その経営資源融合計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 五 (略)

六 次のイ及びロに適合すること。

イ 内外の市場の状況に照らして、第一項の認定の申請を行う事業者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ (略)

5| (略)

第十条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、認定経営資源融合計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定経営資源融合計画事業者に対して、当該認定経営資源融合計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 (略)

(経営資源融合計画の認定)

第九条 (略)

2 (略)

3| 経営資源融合計画には、経営資源融合の実施のために事業革新設備を導入する旨を記載することができる。

4| (略)

5| 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その経営資源融合計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 五 (略)

六 次のイ及びロに適合すること。

イ 内外の市場の状況に照らして、第一項の認定の申請を行う事業者と当該事業者が経営資源を有効に組み合わせ一体的に活用して行う事業と同一の分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ (略)

6| (略)

第十条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、認定経営資源融合計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定経営資源融合計画事業者に対して、当該認定経営資源融合計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 (略)

5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定に準用する。

(資源生産性革新計画の認定)

第十一条 (略)

2・5 (略)

6 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その資源生産性革新計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一・五 (略)

六 二以上の事業者の申請に係る資源生産性革新計画又は他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る資源生産性革新計画にあつては、次のイ及びロに適合すること。

イ 内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ (略)

七・九 (略)

7・8 (略)

第十二条 (略)

(公正取引委員会との関係)

第十三条 主務大臣は、二以上の事業者の申請に係る事業再構築計画若しくは他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る事業再構築計画について第五条第一項の認定(第六条第一

5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の認定に準用する。

(資源生産性革新計画の認定)

第十一条 (略)

2・5 (略)

6 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その資源生産性革新計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一・五 (略)

六 同一の業種に属する二以上の事業者の申請に係る資源生産性革新計画又は同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る資源生産性革新計画にあつては、次のイ及びロに適合すること。

イ 内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者と当該業種に属する他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ (略)

七・九 (略)

7・8 (略)

第十二条 (略)

(公正取引委員会との関係)

第十三条 主務大臣は、同一の業種に属する事業を営む二以上の事業者の申請に係る事業再構築計画若しくは同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る事業再

項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとする場合、経営資源再活用計画について第七条第一項の認定（第八条第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとする場合、経営資源融合計画について第九条第一項の認定（第十条第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとする場合、又は二以上の事業者の申請に係る資源生産性革新計画若しくは他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る資源生産性革新計画について第十一条第一項の認定（前条第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとする場合において、当該事業再構築計画に従って行おうとする事業再構築のための措置、経営資源再活用計画に従って行おうとする経営資源再活用のための措置、経営資源融合計画に従って行おうとする経営資源融合のための措置又は資源生産性革新計画に従って行おうとする資源生産性革新のための措置（以下この項において「事業再構築等関連措置」という。）が、当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合に該当するときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、あらかじめ公正取引委員会に協議するものとする。この場合において、主務大臣は、当該事業分野における内外の市場の状況、事業再構築等関連措置を講ずることによる生産性の向上の程度その他の主務大臣の意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

構築計画について第五条第一項の認定（第六条第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとする場合、他の事業者から承継する事業と同一の事業分野に属する事業を営む事業者の申請に係る経営資源再活用計画について第七条第一項の認定（第八条第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとする場合、経営資源融合計画について第九条第一項の認定（第十条第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとする場合又は同一の業種に属する事業を営む二以上の事業者の申請に係る資源生産性革新計画若しくは同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る資源生産性革新計画について第十一条第一項の認定（前条第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、公正取引委員会に対し、当該送付に係る事業再構築計画に従って行おうとする事業再構築のための措置、経営資源再活用計画に従って行おうとする経営資源再活用のための措置、経営資源融合計画に従って行おうとする経営資源融合のための措置又は資源生産性革新計画に従って行おうとする資源生産性革新のための措置（以下この項において「事業再構築等関連措置」という。）が当該送付に係る事業再構築に係る業種、経営資源再活用に係る他の事業者から承継する事業の属する事業分野、経営資源融合に係る事業の属する事業分野又は資源生産性革新に係る業種（以下この項において「事業再構築業種等」という。）における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項につ

(削る)

2| 主務大臣及び公正取引委員会は、前項の規定による送付に係る事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画又は資源生産性革新計画であつて主務大臣が第五条第一項の認定、第七条第一項の認定、第九条第一項の認定又は第十一条第一項の認定をしたものに従つてする行為について、当該認定後の経済的事情の変化により事業者間の適正な競争関係を阻害し、並びに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

## 第二節 設備導入の計画

(事業革新新商品生産設備導入計画の認定)

第十四条 事業者は、その実施しようとする事業革新新商品生産設備の導入に関する計画(以下「事業革新新商品生産設備導入計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2| 事業革新新商品生産設備導入計画には、次に掲げる事項を記

いて意見を述べるものとする。この場合において、主務大臣は、当該事業再構築業種等における内外の市場の状況、事業再構築等関連措置を講ずることによる生産性の向上の程度その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

2| 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、主務大臣に對し、前項の規定による送付に係る事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画又は資源生産性革新計画について意見を述べるものとする。

3| 主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画又は資源生産性革新計画であつて主務大臣が第五条第一項の認定、第七条第一項の認定、第九条第一項の認定又は第十一条第一項の認定をしたものに従つてする行為について、当該認定後の経済的事情の変化により事業者間の適正な競争関係を阻害し、並びに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

## 第二節 設備導入の計画

(事業革新設備導入計画の認定)

第十四条 事業者は、その実施しようとする事業革新設備の導入に関する計画(以下「事業革新設備導入計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2| 事業革新設備導入計画には、次に掲げる事項を記載しなけれ

載しなければならない。

一 事業革新新商品生産設備の導入の目標

二 導入しようとする事業革新新商品生産設備に係る事業革新商品の内容

三 導入しようとする事業革新新商品生産設備の内容及び導入時期

四 事業革新新商品生産設備の導入に必要な資金の額及びその調達方法

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業革新新商品生産設備導入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該事業革新新商品生産設備導入計画が基本指針（当該事業革新新商品生産設備導入計画に係る事業革新新商品生産設備を導入しようとする事業について第四条第一項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあつては、基本指針及び当該事業分野別指針）に照らし適切なものであること。

二 当該事業革新新商品生産設備導入計画に係る事業革新新商品生産設備の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該事業革新新商品生産設備導入計画に係る事業革新新商品生産設備の導入が過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと。

（事業革新新商品生産設備導入計画の変更等）

ばならない。

一 事業革新設備の導入の目標

二 導入しようとする事業革新設備の内容及び導入時期

三 事業革新設備の導入に必要な資金の額及びその調達方法

四 導入しようとする事業革新設備が特定事業革新設備である場合には、当該特定事業革新設備に係る第二条第九項第二号の新技术に係る知的財産の保護の状況

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業革新設備導入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該事業革新設備導入計画が基本指針（当該事業革新設備導入計画に係る事業革新設備を導入しようとする事業について第四条第一項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあつては、基本指針及び当該事業分野別指針）に照らし適切なものであること。

二 当該事業革新設備導入計画に係る事業革新設備の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該事業革新設備導入計画に係る事業革新設備の導入が過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと。

（事業革新設備導入計画の変更等）

第十五条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定事業革新新商品生産設備導入事業者」という。）は、当該認定に係る事業革新新商品生産設備導入計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定事業革新新商品生産設備導入事業者が当該認定に係る事業革新新商品生産設備導入計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業革新新商品生産設備導入計画」という。）に従つて事業革新新商品生産設備の導入を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定事業革新新商品生産設備導入計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定事業革新新商品生産設備導入事業者に対して、当該認定事業革新新商品生産設備導入計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 (略)

第十六条・第十七条 (略)

第三節 特例措置等

第十八条〜第二十一条 (略)

(株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例)

第十五条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定事業革新設備導入事業者」という。）は、当該認定に係る事業革新設備導入計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定事業革新設備導入事業者が当該認定に係る事業革新設備導入計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業革新設備導入計画」という。）に従つて事業革新設備の導入を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定事業革新設備導入計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定事業革新設備導入事業者に対して、当該認定事業革新設備導入計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 (略)

第十六条・第十七条 (略)

第三節 特例措置等

第十八条〜第二十一条 (略)

第二十一条の二 認定事業者である株式会社が認定計画に従って

公開買付け（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下同じ

。）の方法による他の株式会社株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合（外国における公開買付けの方法に相当するものによる外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得により当該外国法人をその外国関係法人としようとする場合を含む。以下この項において同じ。）であつて当該取得の対価として株式の発行若しくは自己株式の処分をするとき又は認定事業者である株式会社が認定計画に従つてその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして主務省令で定める法人に限る。以下この項において同じ。）に対して株式の発行若しくは自己株式の処分をするとともに当該子会社が当該認定計画に従つて当該株式を対価とする公開買付けの方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合における当該認定事業者に係る同法第九十九条、第二百一条（第一項及び第二項を除く。）、第二百八条及び第四百四十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十九条 第一項	次に掲げる事項	次に掲げる事項（第三号に掲げる事項を除く。）
--------------	---------	------------------------

（新設）

<p>第百九十九条 第一項第一号</p>	<p>募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。）</p>	<p>募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。）又はその数の算定方法</p>
<p>第百九十九条 第一項第二号</p>	<p>募集株式の払込金額（募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。）</p>	<p>募集株式一株と引換えに給付する当該他の株式会社の株式（当該外国人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。）並びに当該公開買付けにおいて当該株式と併せて買い付ける当該他の株式会社の新株予約権及び新株予約権付社債（以下「特定株式等」という。）の数</p>
<p>第百九十九条 第一項第四号</p>	<p>金銭の払込み又は前号の財産</p>	<p>当該他の株式会社の特定株式等</p>
<p>第二百一十条第三項</p>	<p>第一項の規定により読み替えて適用する第百九十九条第二項の</p>	<p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第三項の規定により読み替えて準用する第七</p>

	取締役会の決議 によつて	百九十六条第三項の規定によ り、株主総会の決議によらな いで
第二百一条第 五項	法務省令	産業活力の再生及び産業活動 の革新に関する特別措置法第 七十五条第二項に規定する主 務省令
第二百八条第 二項	募集株式の払込 金額の全額に相 当する現物出資 財産	募集株式と引換えに給付する 当該の株式会社の特定期株式 等の全部
第四百四十五 条第一項	財産の額	財産の額（産業活力の再生及 び産業活動の革新に関する特 別措置法第二十一条の二第一 項の場合にあつては、同法第 七十五条第二項に規定する主 務省令で定める額）
第四百四十五 条第二項	給付に係る額	給付に係る額（産業活力の再 生及び産業活動の革新に関す る特別措置法第二十一条の二 第一項の場合にあつては、同 項の規定により読み替えて適

用する前項の主務省令で定め  
る額)

2 前項の規定により認定事業者である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分については、会社法第百三十五条第一項、第二百条、第二百一条第一項及び第二項並びに第二百十二条の規定は、適用しない。

3 会社法第二百三十四条、第三百九条第二項、第七百九十六条第三項及び第四項、第七百九十七条、第七百九十八条、第八百六十八条から第八百七十六条まで並びに第九百四十条の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>第二百三十四 条第一項</p>	<p>次の各号に掲げ る行為に際して 当該各号に定め る者に当該株式 会社の株式を交 付する場合</p>	<p>産業活力の再生及び産業活動 の革新に関する特別措置法第 二十一條の二第一項の規定に よる株式の発行又は自己株式 の処分に際してこれらの株式 の引受けの申込みをした者に これらの株式を交付する場合</p>
<p>当該株式会社の 株式の数</p>	<p>当該認定事業者である株式会 社の株式の数</p>	

第七百九十六 条第三項第一 号		第七百九十六 条第三項
イ 吸収合併消 の合計額 次に掲げる額	同条第二項各号 に掲げる場合又 は第一項ただし 書に規定する場 合	前条第一項から 第三項まで  五分の一（これ を下回る割合を 存続株式会社等 の定款で定めた 場合にあつては 、その割合）
第二十一条の二第一項の規定 の革新に関する特別措置法 産業活力の再生及び産業活 動の革新に関する特別措置法	産業活力の再生及び産業活動 の革新に関する特別措置法第 二十一条の二第一項の規定に よる株式の発行又は自己株式 の処分の際してこれらの株式 の引受けの申込みをした者に 交付する株式の全部又は一部 が当該認定事業者である株式 会社の譲渡制限株式会社である場 合であつて、当該認定事業者 である株式会社が公開会社で ないとき	第九十九条第二項  五分の一

滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分割会社（以下この号において「消滅会社等の株主等」という。）に対して交付する存続株式会社等の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額	による株式の発行又は自己株式の処分に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する当該認定事業者である株式会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額
ロ 消滅会社等の株主等に対して交付する存続株式会社等の社債、新株予約権又は新株予約権付社債の帳簿価	

第七百九十六 号及び第四項	第七百九十六 条第三項第二 号及び第四項	第七百九十六 条第三項第二 号、第七百九 十七條第一項 、第三項、第 四項及び第六 項並びに第七 百九十八條第 一項、第二項 及び第四項	
前条第一項	法務省令	存続株式会社等	ハ 額の合計額 消滅会社等 の株主等に対 して交付する 存続株式会社 等の株式等以 外の財産の帳 簿価額の合計 額
第百九十九條第二項	主務省令	当社 当該認定事業者である株式会	

条第四項	第七百九十六 条第四項並び に第七百九十 七条第一項及 び第二項第一 号	吸収合併等	産業活力の再生及び産業活動 の革新に関する特別措置法第 二十一条の二第一項の規定に よる株式の発行又は自己株式 の処分
第七百九十六 条第四項	第七百九十六 条第四項及び 第七百九十七 条第二項第一 号イ	存続株式会社等 に	当該認定事業者である株式会 社に
第七百九十六 条第四項、第 七百九十七 条第三項及び第 五項並びに第 七百九十八 条第一項から第 三項まで	効力発生日	産業活力の再生及び産業活動 の革新に関する特別措置法第 二十一条の二第一項の規定に より読み替えて適用する第百 九十九条第一項第四号の期日 又は同号の期間の初日	

第七百九十六 条第四項	吸収合併契約等 の承認を受けな ければ	当該募集事項を定めなければ
第七百九十七 条第三項	吸収合併等をす る旨並びに消滅 会社等の商号及 び住所（第七百 九十五条第三項 に規定する場合 にあつては、吸 収合併等をする 旨、消滅会社等 の商号及び住所 並びに同項の株 式に関する事項 ）	産業活力の再生及び産業活動 の革新に関する特別措置法第 二十一条の二第一項の規定に よる株式の発行又は自己株式 の処分をする旨並びに当該他 の株式会社又は外国法人の商 号及び住所
第七百九十七 条第四項第二 号	第七百九十五条 第一項の株主総 会の決議によつ て吸収合併契約 等の承認を受け た場合	第百九十九条第二項の株主総 会の決議によつて募集事項を 定めた場合

第七百九十七 条第七項	吸収合併等中 止	産業活力の再生及び産業活動 の革新に関する特別措置法第 二十一条の二第一項の規定に よる株式の発行又は自己株式 の処分の全部を中止
----------------	-------------	---

4 第一項の場合における商業登記法第五十六条の規定の適用に  
ついては、同条中「次の書面」とあるのは、「次の書面（第三  
号イ及び第四号に掲げる書面を除く。）及び産業活力の再生及  
び産業活動の革新に関する特別措置法第五条第一項、第七条第  
一項、第九条第一項又は第十一条第一項の主務大臣の認定を受  
けた計画に従った株式の発行であることを証する書面」とする  
。

（全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例）

第二十一条の三 認定事業者が認定計画に従って公開買付けの方  
法により他の株式会社の株式を取得した場合（当該他の株式会  
社の総株主の議決権の十分の九以上の数の議決権及び会社法第  
百八条第一項第七号に掲げる事項についての定款の定めを設け  
ようとする種類の株式の種類株主の議決権の十分の九以上の数  
の議決権の保有者になった場合に限る。）における当該他の株  
式会社が行う全部取得条項付種類株式（同法第七十一条第一  
項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。以下この項にお  
いて同じ。）の発行のために必要な定款の変更及び当該全部取  
得条項付種類株式の全部の取得（その取得に際して当該他の株  
式会社の株主に対し交付しなければならない当該他の株式会社

（新設）

の株式の数に一株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数の合計数（その合計数に一に満たない端数があるときにあつては、これを切り捨てるものとする。）に相当する数の株式の競売以外の方法による売却を含む。）であつて次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとして主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものに係る同法第百十一条第二項、第百五十五条、第百七十一条、第百七十二條、第百七十三條第二項、第二百三十四條及び第四百六十六條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

一 法令又は定款に違反していないこと。

二 当該全部取得条項付種類株式の取得に際して、当該他の株式会社株主に対し、当該公開買付けにおける買付け等の価格（金融商品取引法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。）に相当する取得対価（会社法第百七十一条第一項に規定する取得対価をいう。）が割り当てられること。

第百十一条第二項	次に掲げる種類株主	次に掲げる種類株主（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定を受けた場合にあつては、第二号又は第三号に掲げる種類株主に限る。）
----------	-----------	--

<p>第一百七十三條 第二項</p>		<p>第一百七十二條 第一項</p>	
<p>第一百七十一條第 一項の株主總會</p>	<p>同項の株主總會 の日</p>	<p>次に掲げる株主</p>	<p>定めなければなら ない</p>
<p>産業活力の再生及び産業活動 の革新に関する特別措置法第</p>	<p>産業活力の再生及び産業活動 の革新に関する特別措置法第 二十一條の三第二項の規定に より読み替えて準用する第百 六十九條第三項の規定による 通知又は同法第二十一條の三 第二項の規定により準用する 第百六十九條第四項の公告の 日</p>	<p>全ての株主</p>	<p>定めなければならぬ。ただ し、産業活力の再生及び産業 活動の革新に関する特別措置 法第二十一條の三第一項の主 務大臣の認定を受けた場合に は、株主總會の決議によらな いで、その認定に係る全部取 得条項付種類株式を取得す ること及び次に掲げる事項を定 めることができる</p>

	<p>の決議による定め</p>	<p>第二十一条の三第一項の規定により読み替えて適用する第七十一条第一項の規定により定められたところ</p>
<p>第二百三十四 条第二項</p>	<p>裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができ。この場合において、当該許可の申立ては、取締役が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない</p>	<p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定に係る競売以外の方法により、これを売却することができ</p>
<p>第四百六十六 条</p>	<p>変更することができる</p>	<p>変更することができる。ただし、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定を受けた定款の変更については、株主総会の決議によらないで、これをす</p>

ることができる

2| 会社法第六十九条第三項及び第四項並びに第九百四十条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同法第六十九条第三項中「第一項の規定による決定をしたときは」とあるのは「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の規定により読み替えて適用する第百七十一条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を定めるときは」と、「株式会社」とあるのは「同法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定を受けた全部取得条項付種類株式の全部の取得を行う株式会社」と、「同項の規定により決定した取得条項付株式の株主及びその登録株式質権者に対し」とあるのは「当該株式会社の株主に対し」と、「当該取得条項付株式」とあるのは「当該全部取得条項付種類株式」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3| 第一項の場合における商業登記法第四十六条第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項及び第四項中「書面」とあるのは「書面及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」と、同条第二項中「その議事録」とあるのは「その議事録及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」とする。

第二十二条～第二十三条 (略)

第二十二条～第二十三条 (略)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再構築円滑化等業務)

第二十四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合及び資源生産性革新を円滑化し、並びに事業革新新商品生産設備及び資源制約対応製品生産設備の導入を促進するため、次の各号に掲げる者が当該各号に定める資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第三十条の二十三第一項第六号において同じ。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

一 (略)

二 認定資源生産性革新事業者若しくはその関係事業者又は認定事業革新新商品生産設備導入事業者又は認定資源制約対応製品生産設備導入事業者 認定資源生産性革新計画、認定事業革新新商品生産設備導入計画又は認定資源制約対応製品生産設備導入計画に従って資源生産性革新設備等、事業革新新商品生産設備又は資源制約対応製品生産設備の導入を行うのに必要な資金

(公庫の行う損失補填業務)

第二十四条の二 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「公庫法」という。）第十一条の規定にかかわらず、認定事業者又はその関係事業者が認定計画に従って事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合又は資源生産性革新のための措置を行うのに必要な資金の指定金融機関（

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再構築円滑化等業務)

第二十四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合及び資源生産性革新を円滑化し、並びに資源制約対応製品生産設備の導入を促進するため、次の各号に掲げる者が当該各号に定める資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第三十条の二十三第一項第六号において同じ。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

一 (略)

二 認定資源生産性革新事業者若しくはその関係事業者又は認定資源制約対応製品生産設備導入事業者 認定資源生産性革新計画又は認定資源制約対応製品生産設備導入計画に従って資源生産性革新設備等又は資源制約対応製品生産設備の導入を行うのに必要な資金

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第二十四条の二 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条の規定にかかわらず、認定事業者又はその関係事業者が認定計画に従って事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合又は資源生産性革新のための措置を行うのに必要な資金の指定金融機関（同条

同条第二項に規定する指定金融機関をいう。以下この条において同じ。）による出資（内外の金融秩序の混乱のため当該資金について出資を行うことが一般に困難であると認められる期間として政令で定める期間内に行われるものに限る。）につき当該認定事業者又は関係事業者の事業の継続が困難となったことその他の事由により損失が生じた場合において、当該指定金融機関に対して当該損失の額の一部の補填を行う業務を行うことができる。

2 前項に規定する指定金融機関による出資については公庫法第二条第五号の危機対応業務とみなし、同項の規定による損失の補填については公庫法第十一条第二項第二号に掲げる業務とみなして、公庫法の規定を適用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。

（公庫の行う事業再構築等促進円滑化業務）

第二十四条の三 公庫は、公庫法第一条及び第十一条の規定にかかわらず、指定金融機関に対し、認定事業者又はその関係事業者が認定計画に従って事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合又は資源生産性革新のための措置であつて政令で定めるもの（第二十四条の五第一項において「認定事業再構築等関連措置」という。）を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務（以下「事業再構築等促進円滑化業務」という。）を行うことができる。

2 事業再構築等促進円滑化業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、事業再構築等促進円

第二項に規定する指定金融機関をいう。以下この条において同じ。）による出資（内外の金融秩序の混乱のため当該資金について出資を行うことが一般に困難であると認められる期間として政令で定める期間内に行われるものに限る。）につき当該認定事業者又は関係事業者の事業の継続が困難となったことその他の事由により損失が生じた場合において、当該指定金融機関に対して当該損失の額の一部の補てんを行う業務を行うことができる。

2 前項に規定する指定金融機関による出資については株式会社日本政策金融公庫法第二条第五号の危機対応業務とみなし、同項の規定による損失の補てんについては同法第十一条第二項第二号に掲げる業務とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。

（新設）

滑化業務については、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなして、同法第十七条の規定により読み替えて適用する公庫法の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八条第一項	この法律	この法律、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号。以下「特別措置法」という。）
第五十八条第二項及び第五十九条第一項	この法律	この法律、特別措置法
第七十一条	第五十九条第一項	特別措置法第二十四条の三第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項
第七十三条第一号	この法律	この法律（特別措置法第二十条の三第二項の規定により読み替えて適用するエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する

		法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七十三条第三号	第十一条	第十一条及び特別措置法第二十四条の三第一項
第七十三条第七号	第五十八条第二項	第五十八条第二項（特別措置法第二十四条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
附則第四十七条第一項	公庫の業務	公庫の業務（特別措置法第二十四条の三第一項に規定する事業再構築等促進円滑化業務を除く。）

（事業再構築等促進円滑化業務実施方針）

第二十四条の四 公庫は、基本指針（第三条第二項第六号に掲げる事項に限る。次条第一項第二号及び第二項において同じ。）に即して、主務省令で定めるところにより、事業再構築等促進円滑化業務の方法及び条件その他事業再構築等促進円滑化業務を実施するための方針（以下「事業再構築等促進円滑化業務実施方針」という。）を定めなければならない。

（新設）

2| 公庫は、事業再構築等促進円滑化業務実施方針を定めようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3| 公庫は、前項の規定による主務大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、事業再構築等促進円滑化業務実施方針を公表しなければならない。

4| 公庫は、事業再構築等促進円滑化業務実施方針に従って事業再構築等促進円滑化業務を行わなければならない。

(指定金融機関の指定)

第二十四条の五 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定事業者又はその関係事業者が認定計画に従って認定事業再構築等関連措置を行うのに必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行うおうとするもの(以下「事業再構築等促進業務」という。)に關し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、指定金融機関として指定することができる。

一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。

二 次項に規定する業務規程が法令並びに基本指針及び事業再構築等促進円滑化業務実施方針に適合し、かつ、事業再構築等促進業務を適正かつ確実に遂行するために十分なものであること。

三 人的構成に照らして、事業再構築等促進業務を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有していること。

2| 前項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い

(新設)

、基本指針及び事業再構築等促進円滑化業務実施方針に即して事業再構築等促進業務に関する規程（次項及び第二十四条の七において「業務規程」という。）を定め、これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3 業務規程には、事業再構築等促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 この法律、銀行法その他の政令で定める法律又はこれらの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 第二十四条の十二第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 指定金融機関が第二十四条の十二第一項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

（指定の公示）

第二十四条の六 主務大臣は、指定をしたときは、指定金融機関の商号又は名称、住所及び事業再構築等促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は事業再構築等促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務規程の変更の認可等)

第二十四条の七 指定金融機関は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が事業再構築等促進業務の適正かつ確実な遂行上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(協定)

第二十四条の八 公庫は、事業再構築等促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容を含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 指定金融機関が行う事業再構築等促進業務に係る貸付けの条件の基準に関する事項

二 指定金融機関は、その財務状況及び事業再構築等促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う事業再構築

(新設)

(新設)

(新設)

築等促進業務及び公庫が行う事業再構築等促進円滑化業務の内容及び方法その他の主務省令で定める事項

- 2| 公庫は、前項の協定を締結しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(帳簿の記載)

- 第二十四条の九| 指定金融機関は、事業再構築等促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(監督命令)

- 第二十四条の十| 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、事業再構築等促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

- 第二十四条の十一| 指定金融機関は、事業再構築等促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 2| 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

- 3| 指定金融機関が事業再構築等促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

(新設)

(新設)

(新設)

(指定の取消し等)

第二十四条の十二 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 事業再構築等促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等に伴う業務の終了)

第二十四条の十三 指定金融機関について、第二十四条の十一第三項の規定により指定が効力を失つたとき、又は前条第一項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行つた事業再構築等促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内において、なお指定金融機関とみなす。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第二十五条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、認定事業者若しくはその関係事業者である中小企業者又は認定事業革新商品生産設備導入事業者若しくは認定資源制約対応製品生産設備導入事業者である中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定計画又は認定

(新設)

(新設)

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第二十五条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、認定事業者若しくはその関係事業者である中小企業者又は認定事業革新設備導入事業者若しくは認定資源制約対応製品生産設備導入事業者である中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定計画又は認定事業革新設

事業革新新商品生産設備導入計画若しくは認定資源制約対応製品生産設備導入計画に従って事業革新新商品生産設備、資源生産性革新設備等又は資源制約対応製品生産設備を導入するために必要な資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（同項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条、第三十七条及び第三十九条の六において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有を行うことができる。

## 2 (略)

第二十六条及び第二十七条 削除

第二十八条〜第三十条 (略)

第二章の二 株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等

第一節〜第三節 (略)

第四節 業務

第一款 業務の範囲

備導入計画若しくは認定資源制約対応製品生産設備導入計画に従って事業革新設備、資源生産性革新設備等又は資源制約対応製品生産設備を導入するために必要な資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（同項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条、第三十七条及び第三十九条の六において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有を行うことができる。

## 2 (略)

第二十六条及び第二十七条 削除

第二十八条〜第三十条 (略)

第二章の二 株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等

第一節〜第三節 (略)

第四節 業務

第一款 業務の範囲

第三十条の二十三 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 対象事業者（第三十条の二十五第一項の規定により支援の対象となった事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体を含む。以下この章において同じ。）をいう。以下この章及び第七十七条において同じ。）に対する出資

二・三 (略)

- 四 対象事業者が発行する有価証券（金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。以下この号及び第十二号において同じ。）及び対象事業者が保有する有価証券の取得

五〇九 (略)

- 十 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第二項の知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項の営業秘密及び外国におけるこれに相当するも

第三十条の二十三 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 対象事業者（第三十条の二十五第一項の規定により支援の対象となった事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体を含む。以下この章において同じ。）をいう。以下この章及び第七十七条において同じ。）に対する出資

二・三 (略)

- 四 対象事業者が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。以下この号及び第十二号において同じ。）及び対象事業者が保有する有価証券の取得

五〇九 (略)

- 十 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権（知的財産基本法第二条第二項の知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項の営業秘密及び外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。）の開示

のをいう。以下同じ。)の開示

十一ノ十七 (略)

2 (略)

第三十条の二十四 経済産業大臣は、基本方針(第三条第二項第九号に掲げる事項に係る部分に限る。)に基づき、機構が特定事業活動の支援(前条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下この節及び第七十七条において「特定事業活動支援」という。)の対象となる事業者及び当該特定事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準(以下この条及び次条において「支援基準」という。)を定めるものとする。

2・3 (略)

第二款・第三款 (略)

第五節ノ第八節 (略)

第三章 中小企業の活力の再生

第一節 創業及び中小企業経営資源活用の円滑化

(中小企業経営資源活用計画の認定)

第三十一条 中小企業者は、単独で又は共同で行おうとする中小企業経営資源活用に関する計画(以下「中小企業経営資源活用

十一ノ十七 (略)

2 (略)

第三十条の二十四 経済産業大臣は、基本方針(第三条第二項第八号に掲げる事項に係る部分に限る。)に基づき、機構が特定事業活動の支援(前条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下この節及び第七十七条において「特定事業活動支援」という。)の対象となる事業者及び当該特定事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準(以下この条及び次条において「支援基準」という。)を定めるものとする。

2・3 (略)

第二款・第三款 (略)

第五節ノ第八節 (略)

第三章 中小企業の活力の再生

第一節 創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化

(経営資源活用新事業計画の認定)

第三十一条 中小企業者は、単独で又は共同で行おうとする経営資源活用新事業に関する計画(以下「経営資源活用新事業計画

計画」という。)を作成し、これを平成二十八年三月三十一日までにその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その認定を受けることができる。

2| 中小企業経営資源活用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 中小企業経営資源活用の目標
- 二 中小企業経営資源活用の内容
- 三 中小企業経営資源活用の実施時期
- 四 中小企業経営資源活用を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3| 中小企業経営資源活用計画には、特定許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号の許認可等であつて、それに基づく地位を被承継中小企業者が有する場合において当該地位が当該中小企業者に承継されることが中小企業経営資源活用の円滑化に特に資するものとして政令で定めるもの)をいう。以下この条から第三十二条の二までにおいて同じ。)に基づく被承継中小企業者の地位であつて、当該中小企業経営資源活用のために当該中小企業者が承継しようとするものを記載することができる。

4| 前項の規定により記載をした中小企業者が、第一項の認定を受けようとするときは、当該被承継中小企業者と共同して、その中小企業経営資源活用計画を都道府県知事に提出しなければならぬ。

5| 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その中小企業経営資源活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

「という。)を作成し、これを平成二十八年三月三十一日までにその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その認定を受けることができる。

2| 経営資源活用新事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 経営資源活用新事業の目標
- 二 経営資源活用新事業の内容
- 三 経営資源活用新事業の実施時期
- 四 経営資源活用新事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(新設)

(新設)

3| 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その経営資源活用新事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 その中小企業経営資源活用計画に係る中小企業経営資源活用が、当該中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮させるものであり、かつ、国民経済の健全な発達を阻害するものでないこと。

二 その中小企業経営資源活用計画が当該中小企業経営資源活用を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

6 都道府県知事は、中小企業経営資源活用計画に第三項の特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該特定許認可等をした行政庁に協議し、その同意を得なければならない。

7 行政庁は、都道府県知事及び第一項の認定の申請を行った者に対して、同意に必要な情報の提供を求めることができる。

8 行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、同意をすることがどうかを判断するものとする。

9 前三項に定めるもののほか、同意に関し必要な事項は、政令で定める。

(中小企業経営資源活用計画の変更等)

第三十二条 前条第一項の認定を受けた者(次項及び次条第二項において「認定中小企業経営資源活用事業者」という。)は、当該認定に係る中小企業経営資源活用計画を変更しようとするときは、その認定をした都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による変更の認定の申請は、前条第三項の特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位が記載されている場合又は新たに特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位を記

一 その経営資源活用新事業計画に係る経営資源活用新事業が、当該中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮させるものであり、かつ、国民経済の健全な発達を阻害するものでないこと。

二 その経営資源活用新事業計画が当該経営資源活用新事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(経営資源活用新事業計画の変更等)

第三十二条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る経営資源活用新事業計画を変更しようとするときは、その認定をした都道府県知事の認定を受けなければならない。

(新設)

載しようとする場合にあつては、当該認定中小企業経営資源活用事業者が、被承継中小企業者と共同で行うものとする。ただし、同条第一項の認定に係る中小企業経営資源活用計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定中小企業経営資源活用計画」という。）に従つて中小企業者が事業を承継した後においては、当該中小企業者が、単独で行うことができる。

3| 都道府県知事は、認定中小企業経営資源活用計画に従つて中小企業者が事業を承継する前に第一項の規定による変更の認定の申請がされ、かつ、その変更が次の各号のいずれかに該当するものである場合において、同項の認定をしようとするときは、当該各号に定める行政庁に協議し、その同意を得なければならない。

一 都道府県知事が前条第六項の規定により行政庁の同意を得てした同条第五項の認定に係る中小企業経営資源活用計画の変更 当該行政庁（当該変更が特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位の全部又は一部の記載を削除しようとするものである場合においては、当該削除に係る特定許認可等をした行政庁を除く。）

二 新たに特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位を記載しようとする変更 当該特定許認可等をした行政庁  
4| 都道府県知事は、認定中小企業経営資源活用計画に従つて中小企業経営資源活用が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（新設）

2| 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る経営資源活用新事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定経営資源活用新事業計画」という。）に従つて経営資源活用新事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

5| 前条第五項の規定は、第一項の認定に準用し、同条第七項から第九項までの規定は、第三項の同意に準用する。

(特定許認可等に基づく地位の承継等)

第三十二条の二 認定中小企業経営資源活用計画に第三十一条第三項の特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位が記載されている場合において、当該認定中小企業経営資源活用計画に従って中小企業者が事業を承継したときは、当該中小企業者は、当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位を承継する。

2| 認定中小企業経営資源活用事業者は、当該認定中小企業経営資源活用計画に従って中小企業者が事業を承継したときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

3| 都道府県知事は、第一項の規定により中小企業者が特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位を承継した場合において、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項を当該特定許認可等に係る行政庁に通知しなければならない。

4| この法律に定めるもののほか、特定許認可等に基づく地位の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

(中小企業信用保険法の特例)

第三十三条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）の保険関係であつて、創業関連保証（同項に規定する債務の保証であつて、創業者の要する資金のうち経済

3| 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(新設)

(中小企業信用保険法の特例)

第三十三条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）の保険関係であつて、創業関連保証（同項に規定する債務の保証であつて、創業者の要する資金のうち経済

産業省令で定めるものに係るものをいう。以下同じ。)を受け  
た創業者である中小企業者(第二条第十六項第一号及び第三号  
に掲げる創業者を含む。以下同じ。)に係るものについての同  
法第三条の第二項及び第三項の規定の適用については、同条  
第一項中「中小企業者」とあるのは「中小企業者(産業活力の  
再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十六項第  
一号及び第三号に掲げる創業者を含む。)」と、「保険価額の  
合計額が八千万円」とあるのは「同法第三十三条第一項に規定  
する創業関連保証(以下「創業関連保証」という。)に係る保  
険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の  
合計額がそれぞれ千万円及び八千万円」と、同条第三項中「当  
該借入金の額のうち保証をした額が八千万円(当該債務者)と  
あるのは「創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該借入金  
の額のうち保証をした額がそれぞれ千万円及び八千万円(創業  
関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者)と、「八千万  
円から」とあるのは「それぞれ千万円及び八千万円から」とす  
る。

2 第二条第十六項第一号及び第三号に掲げる創業者であつて、  
創業関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業  
信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条  
の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。

3 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るもの  
うち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者であ  
る中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条  
の二第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条の  
二第二項中「百分の八十」とあり、及び同法第五条中「百分の

産業省令で定めるものに係るものをいう。以下同じ。)を受け  
た創業者である中小企業者(第二条第十八項第一号及び第三号  
に掲げる創業者を含む。以下同じ。)に係るものについての同  
法第三条の第二項及び第三項の規定の適用については、同条  
第一項中「中小企業者」とあるのは「中小企業者(産業活力の  
再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十八項第  
一号及び第三号に掲げる創業者を含む。)」と、「保険価額の  
合計額が八千万円」とあるのは「同法第三十三条第一項に規定  
する創業関連保証(以下「創業関連保証」という。)に係る保  
険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の  
合計額がそれぞれ千万円及び八千万円」と、同条第三項中「当  
該借入金の額のうち保証をした額が八千万円(当該債務者)と  
あるのは「創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該借入金  
の額のうち保証をした額がそれぞれ千万円及び八千万円(創業  
関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者)と、「八千万  
円から」とあるのは「それぞれ千万円及び八千万円から」とす  
る。

2 第二条第十八項第一号及び第三号に掲げる創業者であつて、  
創業関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業  
信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条  
の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。

3 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るもの  
うち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者であ  
る中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条  
の二第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条の  
二第二項中「百分の八十」とあり、及び同法第五条中「百分の

七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては百分の八十）とあるのは、「百分の九十」とする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 第二条第十六項第一号から第三号までに掲げる者に該当する場合において、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたこと。

ロ 第二条第十六項第四号に掲げる者に該当する場合において、当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたこと。

二 (略)

4・5 (略)

第三十四条 中小企業者の特定信用状発行契約に基づく債務については、当該債務を中小企業信用保険法第三条第一項に規定する借入れによる債務とみなして、同法第三条及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）の保険関係であつて、特定信用状関連保証（特定信用状発行契約に基づく債務の保証をいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係

七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては百分の八十）とあるのは、「百分の九十」とする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 第二条第十八項第一号から第三号までに掲げる者に該当する場合において、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたこと。

ロ 第二条第十八項第四号に掲げる者に該当する場合において、当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたこと。

二 (略)

4・5 (略)

第三十四条 中小企業者の特定信用状発行契約に基づく債務については、当該債務を中小企業信用保険法第三条第一項に規定する借入れによる債務とみなして、同法第三条及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）の保険関係であつて、特定信用状関連保証（特定信用状発行契約に基づく債務の保証をいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係

るものについての同項の規定の適用については、同項中「保険価額の合計額が」とあるのは「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十四条第一項に規定する特定信用状関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「借入金」とあるのは「特定信用状発行契約（同法第二条第十四項の特定信用状発行契約をいう。）に基づく債務の額（当該中小企業者の外国関係法人（同法第二条第三項の外国関係法人をいう。）の外国銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第三項の外国銀行等をいう。）からの借入金の額に相当する額に限る。）のうち保証をした額（特殊保証の場合は限度額）の総額と借入金」と、「総額が」とあるのは「総額とがそれぞれ」とする。

2 普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第三条第三項	借入金の額	特定信用状発行契約（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十四項の特定信用状発行契約をいう。以下同じ。）に基づく

るものについての同項の規定の適用については、同項中「保険価額の合計額が」とあるのは「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十四条第一項に規定する特定信用状関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「借入金」とあるのは「特定信用状発行契約（同法第二条第十六項の特定信用状発行契約をいう。）に基づく債務の額（当該中小企業者の外国関係法人（同法第二条第三項の外国関係法人をいう。）の外国銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第三項の外国銀行等をいう。）からの借入金の額に相当する額に限る。）のうち保証をした額（特殊保証の場合は限度額）の総額と借入金」と、「総額が」とあるのは「総額とがそれぞれ」とする。

2 普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第三条第三項	借入金の額	特定信用状発行契約（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十六項の特定信用状発行契約をいう。以下同じ。）に基づく

(略)			
(略)	(略)	(略)	債務の額（中小企業者の外国関係法人（同法第二条第三項の外国関係法人をいう。以下同じ。）の外国銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第三項の外国銀行等をいう。以下同じ。）からの借入金の額に相当する額に限る。以下同じ。）
(略)	(略)	(略)	

第三十五条 普通保険、無担保保険又は中小企業信用保険法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、中小企業経営資源活用関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定中小企業経営資源活用計画に従つて行われる中小企業経営資源活用に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、

(略)			
(略)	(略)	(略)	債務の額（中小企業者の外国関係法人（同法第二条第三項の外国関係法人をいう。以下同じ。）の外国銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第三項の外国銀行等をいう。以下同じ。）からの借入金の額に相当する額に限る。以下同じ。）
(略)	(略)	(略)	

第三十五条 普通保険、無担保保険又は中小企業信用保険法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、経営資源活用関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定経営資源活用新事業計画に従つて行われる経営資源活用新事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定

これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条 第一項	第三条 第一項	第三条 第一項	第三条 第一項
計が	計が	計が	計が
別措置法第三十五第一項に規定する中小企業経営資源活用関連保証（以下「中小企業経営資源活用関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	別措置法第三十五第一項に規定する中小企業経営資源活用関連保証（以下「中小企業経営資源活用関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	別措置法第三十五第一項に規定する中小企業経営資源活用関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	別措置法第三十五第一項に規定する中小企業経営資源活用関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

。中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条 第一項	第三条 第一項	第三条 第一項	第三条 第一項
計が	計が	計が	計が
別措置法第三十五第一項に規定する経営資源活用関連保証（以下「経営資源活用関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	別措置法第三十五第一項に規定する経営資源活用関連保証（以下「経営資源活用関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	経営資源活用関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	経営資源活用関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

の三第証をし、 二項 た		証ごとに、それぞれ当該保証をした
当該債 務者	中小企業経営資源活用関連保証及びその他の保 証ごとに、当該債務者	

2 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓  
 保険の保険関係であつて、中小企業経営資源活用関連保証を受  
 けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規  
 定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三  
 億円（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法  
 第三十二条第二項に規定する認定中小企業経営資源活用計画に  
 従つて行われる中小企業経営資源活用に必要な資金（以下この  
 条において「中小企業経営資源活用資金」という。）以外の資  
 金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と  
 、「四億円」とあるのは「六億円（中小企業経営資源活用資金  
 以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億  
 円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（中小  
 企業経営資源活用資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険  
 関係については、二億円）」とする。

3 普通保険の保険関係であつて、中小企業経営資源活用関連保  
 証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び  
 第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の  
 七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、  
 特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー  
 対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険

の三第証をし、 二項 た		証ごとに、それぞれ当該保証をした
当該債 務者	経営資源活用関連保証及びその他の保証ごとに 、当該債務者	

2 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓  
 保険の保険関係であつて、経営資源活用関連保証を受けた中小  
 企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用  
 については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（産  
 業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十二  
 条第二項に規定する認定経営資源活用新事業計画に従つて行わ  
 れる経営資源活用新事業に必要な資金（以下この条において「経  
 営資源活用新事業資金」という。）以外の資金に係る債務の  
 保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」と  
 あるのは「六億円（経営資源活用新事業資金以外の資金に係る  
 債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第  
 二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営資源活用新事業資  
 金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二  
 億円）」とする。

3 普通保険の保険関係であつて、経営資源活用関連保証に係る  
 ものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の  
 規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」と  
 あり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口  
 保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険  
 、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定

及び特定社債保険にあつては、百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、中小企業経営資源活用関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(小規模企業者等設備導入資金助成法の特例)

第三十六条 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金の貸付けを受けて同法第二条第四項に規定する貸与機関(以下この条において「貸与機関」という。)が行う同条第五項に規定する設備資金貸付事業(以下この条において「設備資金貸付事業」という。)に係る貸付金であつて、認定中小企業経営資源活用計画に従つて同条第一項に規定する小規模企業者等が設置する設備又は取得するプログラム使用权(同条第七項に規定するプログラム使用权をいう。)に係るものについては、同法第四条第二項の規定にかかわらず、一の借主に対して貸し付けることができる設備資金貸付事業に係る貸付金の金額は、一の設備又は一のプログラム使用权につき貸与機関が必要と認めた金額の三分の二に相当する額以内の額とする。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第三十七条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株

社債保険にあつては、百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営資源活用関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(小規模企業者等設備導入資金助成法の特例)

第三十六条 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金の貸付けを受けて同法第二条第四項に規定する貸与機関(以下この条において「貸与機関」という。)が行う同条第五項に規定する設備資金貸付事業(以下この条において「設備資金貸付事業」という。)に係る貸付金であつて、認定経営資源活用新事業計画に従つて同条第一項に規定する小規模企業者等が設置する設備又は取得するプログラム使用权(同条第七項に規定するプログラム使用权をいう。)に係るものについては、同法第四条第二項の規定にかかわらず、一の借主に対して貸し付けることができる設備資金貸付事業に係る貸付金の金額は、一の設備又は一のプログラム使用权につき貸与機関が必要と認めた金額の三分の二に相当する額以内の額とする。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第三十七条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株

株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 創業者（第二条第十六項第二号及び第四号に規定する創業者にあつては、中小企業者に限る。）が資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に又は中小企業者が認定中小企業経営資源活用計画に従つて中小企業経営資源活用を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有額が三億円を超える中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が必要とする資金又は中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える中小企業経営資源活用を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2

（略）

（認定中小企業経営資源活用計画に従つて中小企業経営資源活用を実施する中小企業者とみなす場合）

第三十八条 次の表の上欄に掲げる者については、認定中小企業経営資源活用計画に従つて中小企業経営資源活用を実施する中小企業者とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を適用

株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 創業者（第二条第十八項第二号及び第四号に規定する創業者にあつては、中小企業者に限る。）が資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に又は中小企業者が認定経営資源活用新事業計画に従つて経営資源活用新事業を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
- 二 創業者である中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が必要とする資金又は中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2

（略）

（認定経営資源活用新事業計画に従つて経営資源活用新事業を実施する中小企業者とみなす場合）

第三十八条 次の表の上欄に掲げる者については、認定経営資源活用新事業計画に従つて経営資源活用新事業を実施する中小企業者とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を適用する

する。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(中小企業承継事業再生計画の認定)

第三十九条の二 (略)

2 (略)

3 中小企業承継事業再生計画には、特定許認可等（行政手続法第二条第三号の許認可等であつて、それに基づく地位を特定中小企業者が有する場合において当該地位が承継事業者に承継されることが中小企業承継事業再生の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下この条から第三十九条の四までにおいて同じ。）に基づく特定中小企業者の地位であつて、当該中小企業承継事業再生のために承継事業者が承継しようとするものを記載することができる。

4～8 (略)

(中小企業再生支援指針)

第四十条 経済産業大臣は、事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新、中小企業経営資源活用その他の事

。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(中小企業承継事業再生計画の認定)

第三十九条の二 (略)

2 (略)

3 中小企業承継事業再生計画には、特定許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号の許認可等であつて、それに基づく地位を特定中小企業者が有する場合において当該地位が承継事業者に承継されることが中小企業承継事業再生の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下この条から第三十九条の四までにおいて同じ。）に基づく特定中小企業者の地位であつて、当該中小企業承継事業再生のために承継事業者が承継しようとするものを記載することができる。

4～8 (略)

(中小企業再生支援指針)

第四十条 経済産業大臣は、事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新、経営資源活用新事業その他の事業

業活動を行うことによりその生産性を向上させようとする中小企業を総合的かつ効果的に支援するとともに、中小企業承継事業再生その他の取組による中小企業の事業の再生を適切に支援し、その活力の再生に資するため、国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び次条第二項に規定する認定支援機関が講ずべき支援措置に関する基本的な指針（以下「中小企業再生支援指針」という。）を定めなければならない。

2～5 (略)

(認定支援機関)

第四十一条 (略)

2 前項の認定を受けた者（以下「認定支援機関」という。）は、他の法令に定めるもののほか、当該認定に係る第四項第四号ハの地域において、次の業務を行うものとする。

- 一 次に掲げるもののいずれかを行い、又は行おうとする中小企業者の求めに応じ、必要な指導又は助言を行うこと。
- イ 事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新又は中小企業経営資源活用

ロ (略)

二 前号イに掲げるものに係る合併、事業の譲渡又は譲受けその他これらに準ずるものに関し仲介を行うこと。

三 中小企業者及びその経営の改善を支援する事業を行う者並びにこれらの者の従業員に対し、第一号イ又はロに掲げるものに関する研修を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

活動を行うことによりその生産性を向上させようとする中小企業を総合的かつ効果的に支援するとともに、中小企業承継事業再生その他の取組による中小企業の事業の再生を適切に支援し、その活力の再生に資するため、国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び次条第二項に規定する認定支援機関が講ずべき支援措置に関する基本的な指針（以下「中小企業再生支援指針」という。）を定めなければならない。

2～5 (略)

(認定支援機関)

第四十一条 (略)

2 前項の認定を受けた者（以下「認定支援機関」という。）は、他の法令に定めるもののほか、当該認定に係る第四項第四号ハの地域において、次の業務を行うものとする。

- 一 次に掲げるもののいずれかを行い、又は行おうとする中小企業者の求めに応じ、必要な指導又は助言を行うこと。
- イ 事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新又は経営資源活用新事業

ロ (略)

(新設)

二 中小企業者及びその経営の改善を支援する事業を行う者並びにこれらの者の従業員に対し、前号イ又はロに掲げるものに関する研修を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

五 (略)

3～5 (略)

(秘密保持義務)

第四十三条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる情報に関しては、適用しない。

- 一 認定支援機関が第四十一条第二項第一号に掲げる業務(同号口に掲げるものに係るものに限る。)及び同項第二号に掲げる業務(以下この号において単に「業務」と総称する。)を円滑に行うために独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言を受けることが必要な場合において、認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報
- 二 認定支援機関が第四十一条第二項第二号に掲げる業務(以下この号において単に「業務」という。)を円滑に行うために他の認定支援機関から情報の提供を受けることが必要な場合において、当該認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、当該他の認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員に提供する当該業務に関する情報

第四章・第五章 (略)

第六章 雑則

(資金の確保)

四 (略)

3～5 (略)

(秘密保持義務)

第四十三条 (略)

- 2 前項の規定は、認定支援機関が第四十一条第二項第一号に掲げる業務(同号口に掲げるものに係るものに限る。以下この項において単に「業務」という。)を円滑に行うために独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言を受けることが必要な場合において、認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報に関しては、適用しない。

第四章・第五章 (略)

第六章 雑則

(資金の確保)

第七十二条 国は、認定事業者若しくは認定中小企業承継事業再生事業者（以下「認定事業者等」と総称する。）若しくは認定事業者の關係事業者が認定計画若しくは認定中小企業承継事業再生計画（以下「認定計画等」と総称する。）に従って事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新若しくは中小企業承継事業再生のための措置を行い、又は認定事業革新新商品生産設備導入事業者若しくは認定資源制約対応製品生産設備導入事業者が認定事業革新新商品生産設備導入計画若しくは認定資源制約対応製品生産設備導入計画に従って事業革新新商品生産設備若しくは資源制約対応製品生産設備の導入を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。

2 (略)

3 国及び都道府県は、創業及び中小企業経営資源活用を促進するために必要な資金の確保に努めるものとする。

(報告の徴収)

第七十三条 主務大臣は、認定事業者等、認定事業革新新商品生産設備導入事業者又は認定資源制約対応製品生産設備導入事業者に対し、認定計画等、認定事業革新新商品生産設備導入計画又は認定資源制約対応製品生産設備導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

2・3 (略)

4 都道府県知事は、認定中小企業経営資源活用計画に従って中小企業経営資源活用を行う者に対し、認定中小企業経営資源活用計画の実施状況について報告を求めることができる。

第七十二条 国は、認定事業者若しくは認定中小企業承継事業再生事業者（以下「認定事業者等」と総称する。）若しくは認定事業者の關係事業者が認定計画若しくは認定中小企業承継事業再生計画（以下「認定計画等」と総称する。）に従って事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新若しくは中小企業承継事業再生のための措置を行い、又は認定事業革新新設備導入事業者若しくは認定資源制約対応製品生産設備導入事業者が認定事業革新新設備導入計画若しくは認定資源制約対応製品生産設備導入計画に従って事業革新新設備若しくは資源制約対応製品生産設備の導入を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。

2 (略)

3 国及び都道府県は、創業及び中小企業者による新事業の開拓を促進するために必要な資金の確保に努めるものとする。

(報告の徴収)

第七十三条 主務大臣は、認定事業者等、認定事業革新設備導入事業者又は認定資源制約対応製品生産設備導入事業者に対し、認定計画等、認定事業革新設備導入計画又は認定資源制約対応製品生産設備導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

2・3 (略)

4 都道府県知事は、認定経営資源活用新事業計画に従って経営資源活用新事業を行う者に対し、認定経営資源活用新事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(指定金融機関等)に対する報告の徴収等)

第七十三条の二 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関から事業再構築等促進業務に  
関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若し  
くは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させる  
ことができる。

2| 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認め  
るときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員  
に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、  
書類その他の物件を検査させることができる。

3| 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す  
証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4| 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査  
のために認められたものと解してはならない。

第七十四条 (略)

(主務大臣等)

第七十五条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事  
項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

一〜七 (略)

八 事業革新新商品生産設備導入計画に関する事項 事業革新  
新商品生産設備導入計画に係る事業革新新商品生産設備を導  
入しようとする事業を所管する大臣

九 (略)

十 事業再構築等促進円滑化業務及び事業再構築等促進業務に

(機構)に対する報告の徴収等)

第七十三条の二

経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認め  
るときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員  
に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、  
書類その他の物件を検査させることができる。

2| 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証  
明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3| 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認  
められたものと解してはならない。

第七十四条 (略)

(主務大臣等)

第七十五条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事  
項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

一〜七 (略)

八 事業革新設備導入計画に関する事項 事業革新設備導入計  
画に係る事業革新設備を導入しようとする事業を所管する大  
臣

九 (略)

(新設)

関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

- 十一 中小企業承継事業再生計画に関する事項 経済産業大臣及び中小企業承継事業再生計画に係る事業を所管する大臣
- 2 この法律における主務省令は、主務大臣が共同で発する命令とする。

第七十六条・第七十七条 (略)

第七章 罰則

第七十八条〜第八十一条 (略)

第八十二条 第七十三条の二第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第八十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十四条の九の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- 二 第二十四条の十一第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

- 十 中小企業承継事業再生計画に関する事項 経済産業大臣及び中小企業承継事業再生計画に係る事業を所管する大臣
- 2 この法律における主務省令は、主務大臣が共同で発する命令とする。

第七十六条・第七十七条 (略)

第七章 罰則

第七十八条〜第八十一条 (略)

第八十二条 第七十三条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第八十三条 第三十九条の四第二項又は第七十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 第三十九条の四第二項又は第七十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第七十三条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2

(略)

第八十三条の二 第二十一条の二第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十七条第三項若しくは第四項の規定又は第二十一条の三第二項において読み替えて準用する会社法第六百六十九条第三項若しくは第四項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたときは、その違反行為をした株式会社を取締役、執行役、清算人、清算人代理、民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、執行役若しくは清算人の職務を代行する者、会社法第九百六十条第一項第五号に規定する一時取締役、代表取締役、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者又は支配人は、百万円以下の過料に処する。

第八十三条の三 第二十四条の四第二項又は第二十四条の八第二項の規定に違反して、主務大臣の認可を受けなかった場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行役又はその職務を行うべき社員は、百万円以下の過料に処する。

2

(略)

(新設)

(新設)

第八十四条・第八十五条  
(略)

第八十四条・第八十五条  
(略)

改正案		現行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	課税標準	課税標準	税率
	税率	税率	税率
	略	略	略
一〇十四（略）	略	一〇十四（略）	略
十四の二 特定通常実施権の登録	略	十四の二 特定通常実施権の登録	略
<p>(一) 特定通常実施権（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号）<u>第二</u>条第二十六項（定義）に規定する特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権をいう。以下この号において同じ。）の設定の登録</p> <p>(二)（七）（略）</p>	略	<p>(一) 特定通常実施権（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号）<u>第二</u>条第二十七項（定義）に規定する特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権をいう。以下この号において同じ。）の設定の登録</p> <p>(二)（七）（略）</p>	略
十五〇百五十九（略）	略	十五〇百五十九（略）	略

改 正 案	現 行
<p>（預金保険機構等との協力等） 第六十四条 機構は、その業務の実施に当たっては、預金保険機構、特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。）、特定認証紛争解決事業者（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第二十四項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。）及び認定支援機関との協力体制の充実を図りつつ、適正かつ効率的に行うように努めなければならない。</p>	<p>（預金保険機構等との協力等） 第六十四条 機構は、その業務の実施に当たっては、預金保険機構、特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。）、特定認証紛争解決事業者（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第二十五項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。）及び認定支援機関との協力体制の充実を図りつつ、適正かつ効率的に行うように努めなければならない。</p>

○中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）

【附則第九条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合等における対応）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 金融機関は、中小企業者から特定認証紛争解決手続（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号）第二条第二十五項に規定する特定認証紛争解決手続をいう。以下この項において同じ。）の実施の依頼を受けた特定認証紛争解決事業者（同条第二十四項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。）より当該特定認証紛争解決手続の実施を依頼するか否かの確認があつた場合には、当該中小企業者の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、できる限り、当該特定認証紛争解決手続の実施の依頼をするよう努めるものとする。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合等における対応）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 金融機関は、中小企業者から特定認証紛争解決手続（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号）第二条第二十六項に規定する特定認証紛争解決手続をいう。以下この項において同じ。）の実施の依頼を受けた特定認証紛争解決事業者（同条第二十五項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。）より当該特定認証紛争解決手続の実施を依頼するか否かの確認があつた場合には、当該中小企業者の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、できる限り、当該特定認証紛争解決手続の実施の依頼をするよう努めるものとする。</p> <p>3・4（略）</p>